

令和6年度

厚生労働省 認定調査員フォローアップ研修
特記事項の記載ポイント

厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
障害支援区分管理事業

特記事項の記載のポイント

○認定調査において、二次判定で区分変更の根拠とできるのは特記事項のみ。

→例え一次判定区分が明らかに実態に合わないと思われる場合でも、
特記事項がなければ審査会委員は判断の根拠をもてない。

例えば・・・

- 認定調査と医師意見書で齟齬があるが、特記事項に記載がないため、詳細が分からない・・・
- 前回申請時と状態が大きく違うが、特記事項に記載がないため、詳細が分からない・・・
- 実際は一次判定結果よりも多くの支援が必要に見えるが、特記事項に記載がないため、区分変更できない・・・

支援の量を左右しそうな情報はできるだけ拾って特記事項に記載する。

特記事項の記載のポイント

○審査会委員は特記事項を見て対象者の状態をイメージする。

→選択肢で拾いきれない支援の内容や、選択の根拠、実際に行われている支援の頻度等を詳細に記載する必要がある。

例えば・・・

- 同じ「見守り」でも、ただ見守っているだけなのか、いつでも手を出せるよう用意しながら見守っているのかでは、必要な支援の度合が異なる。
- 同じ「部分支援」でも、支援の頻度はどの程度なのかによって必要な支援の度合が異なる。

第三者が見てわかりやすい内容、記載になっているかを意識する。

特記事項の記載のポイント

○行動障害の記載は調査員の障害への理解が重要。

- ・ 支援がされている場合は、どのような支援の種類があるのか理解していないとわからない（気づけない）。
→相談支援や環境調整といった障害者支援独自の概念。
支援が必要ない場合でも、本当に症状がないのか、環境調整の結果によりないのか。
- ・ 行動障害の項目を区別せずに、表れている行動障害について、端的な状態だけをとらえて記載すると、同じ状態だけをとらえて「4-〇～4-〇〇も同様」という記載になりかねない。
- ・ 生じている行動障害の内容だけでなく、行われている支援の内容や具体的な頻度も記載する。同じ「週に1回以上の支援が必要」であっても、週に1回なのか4回なのか、どういった支援が行われているのかによって必要な支援の度合が異なる。

特記事項の記載例⑦

2-14 洗濯			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	現在入院中のため、一切自身でやっていない。グループホームで生活している時は、洗濯物を洗濯機に入れ、洗濯機を操作するまでは自身で行うが、洗濯物を干す、取り込むことはできないとのことから、自宅・単身を想定した上で、「部分的な支援が必要」と判断した。	グループホームで生活しているときは、洗濯は世話人が行っており、本人はスイッチを入れることだけ行っている。
●	2	部分的な支援が必要		
	3	全面的な支援が必要		

＜記載のポイント＞

○日常生活関係の調査項目で、現在の状況と、「自宅・単身」での想定が異なる場合は、「**自宅・単身を想定した上で**」等のフレーズを用いて**特記事項に明記**することで、より審査会委員に状況が伝わりやすい。

特記事項の記載例⑧

3-3 コミュニケーション			特記事項
			良い事例
			悪い事例
	1	日常生活に支障がない	
●	2	特定の者であればコミュニケーションできる	自分の気持ちを相手に伝えることが困難。家族は繰り返し問い合わせることでどうにか判断しているが、正しくコミュニケーションできているかは分からないとのこと。判断に迷ったが、家族以外の支援者とはほとんどコミュニケーションできないことから、「特定の者であればできる」と判断した。
	3	会話以外の方法でコミュニケーションできる	
	4	独自の方法でコミュニケーションできる	
	5	コミュニケーションできない	

＜記載のポイント＞

○良い事例では、慣れている者であっても、コミュニケーションが容易ではない状況の記載がある。さらに、「**判断に迷ったが**」というフレーズを用いて、**選択の判断について審査会に委ねている。**

特記事項の記載例⑨

4-3 感情が不安定			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要		
	2	希に支援が必要		
●	3	月に1回以上の支援が必要	前回は普通に話していて突然泣き出したりすることが週に2～3回程度あったが、継続して治療を受けたことから、今は月に1～2回程度に減った。突然泣き出したりした場合は寄り添って声かけを行っているとのこと。上記の状況を踏まえ、月に1回以上の支援が必要と判断した。	以前はあったが、今はめったにならない。
	4	週に1回以上の支援が必要		
	5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要		

<記載のポイント>

- 前回はあったが今はない場合等、過去と状況が変わった場合は、その変化の理由・状況についても記載することで、審査会委員が状況を把握しやすくなる。

特記事項の記載例⑩

4-5 暴言暴行			特記事項
			良い事例
			悪い事例
	1	支援が不要	思い通りにならないときに、他の施設利用者に対し大きな声で暴言（「うるせー！」「ばかやろー」等）を吐くことが週に3～4回程度ある。職員が本人を別の場所に移動させ、落ち着くまで声かけや見守りを行っていること。
	2	希に支援が必要	他の利用者に対し、「うるせー！」「ばかやろー」といった暴言を吐くことがある。
	3	月に1回以上の支援が必要	
●	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日（週に5日以上の）支援が必要	

＜記載のポイント＞

○生じている行動障害の内容だけでなく、**実際にどのような支援がどの程度の頻度で行われているか**を記載することが重要。

特記事項の記載例⑪

4-21 自らを傷つける行為			特記事項
			良い事例
			悪い事例
	1	支援が不要	本人が混乱したとき等、自分の手を噛むことがある。支援者の注意深い見守りと配慮により調査日前1ヶ月間は現れていないが、支援がなければ毎日起きる可能性があるとのことを踏まえ、ほぼ毎日支援が必要と判断した。
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
●	5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

<記載のポイント>

○症状が生じていない場合であっても、**支援や環境調整等を行っている結果生じていないのかどうかも考慮した上で特記事項を記載する。** 9

特記事項の記載例における留意事項

- これまでに示した特記事項の記載例は、あくまでも書き方の一例にすぎない。全ての申請者について、画一的に同じような記載内容となるのは不適切。
- 記載のポイントを押さえつつ、個別の申請者の状況に応じて、分かりやすく詳細に記載することが重要。
- 特記事項に記載がなければ、審査会委員は一次判定の修正や区分変更を行うことができない。審査会において適切な審査判定が行えるよう、**審査会委員に「伝える（＝リアルにイメージできる）」ことを意識して記載する。**

- 認定調査票の特記事項には、「6. その他」の欄がある。
- 認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで、確認できた事項を記載する。
- **他の認定調査項目の特記事項に記載が難しい内容は、「6. その他」を活用し、審査会委員に必要な情報を伝える。**

※想定される記載事項の例

- 思い込み、勘違い、固執行動等に対する支援に関するここと
- 妄想や幻覚(幻視幻聴)の有無や、それに対する支援に関するここと
- 犯罪行為の繰り返しに対する支援に関するここと
- 性的な問題行動に対する支援に関するここと